



# 個人所得税の2020年度 確定申告期限の延長について

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、2020年度における個人所得税の確定申告期限についてご紹介いたします。

皆様ご存知のとおり、個人所得税の確定申告期限は通常4月末日とされていますが、2019年度と同様2020年度におきましてもその期限が延長されていますので本ニュースレターにおいてその概要を情報共有いたします。

## 個人所得税の2020年度確定申告期限の延長について

メキシコ税務当局（“SAT”）は、2021年4月5日に2021年度第一次税務細則（La primera Resolución de Modificaciones a la Resolución Miscelánea Fiscal（“RMF”） para 2021）の第五次改訂版を公表し、その中で個人所得税の2020年度確定申告の申告期限を4月30日から5月31日と1ヵ月延長することを発表しています。

なお、年間所得額が3百万MXN以上ある給与所得者については、4月30日までに納税者メールアドレスを新たに開設することが求められていますが、当該期限については現状変更ない点、ご留意ください（納税者メールアドレスの開設に関する詳細については、2021年3月9日号「給与所得者用納税者メールアドレスの開設について」をご参照ください）。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

### 本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。